令和６年６月１０日

公立大学法人国際教養大学
　理事長　モンテ・カセム　様

監　事　堀井照重

監　事　山崎敏子

# 監　査　報　告　書

私ども監事は、地方独立行政法人法第１３条第４項の規定に基づき、令和５年４月１日から令和６年３月３１日までの第２０期事業年度における業務の執行を監査いたしました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

１　監査の方法の概要

私ども監事は、両名で定めた監査の方針、業務の分担に従い、大学経営会議に出席するとともに、重要な決裁書類等を閲覧いたしました。また、理事長等から業務運営の報告を聴取し、各部門責任者からは業務処理の状況を聴取するとともに、書面・証憑書類の査閲によりこれを確かめました。

また、ガバナンス体制や理事長、理事の業務の執行が法令等に適合することを確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、財産の状況に関しては、一般に公正妥当と認められる監査基準及び地方独立行政法人の会計監査人のための監査の基準のうち、私どもが必要と認めた監査手続を実施しました。理事長と当法人との利益相反取引については、理事長から報告を求めるとともに、その有無を調査いたしました。

２　監査の結果

（１）　業務は、法令等に従い適正に実施され、また、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認めます。

（２）　財務諸表（利益の処分に関する書類を除く）は、財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況を適正に表示していると認めます。

（３）　利益の処分に関する書類は、法令に適合しているものと認めます。

（４）　附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。

（５）　事業報告書は、業務運営の状況を正しく示していると認めます。

（６）　決算報告書は、予算の区分に従って決算の状況を正しく示していると認めます。

（７）　内部統制システムの整備及び運用の状況に関しては、特に指摘すべき事項は認められません。

（８）　理事長、理事の業務執行に関しては、不正の行為又は法令・定款に違反する重大な事実は認められません。なお、理事長と法人間の利益相反取引は認められません。

以上